

**障害者に対する差別の解消に向けた取組について
（障害者基本計画・障害者差別解消法・
手話施策推進法・障害者週間）**

令和8年3月

**都道府県・指定都市障害者福祉主管課長会議資料
政策統括官(共生・共助担当)付参事官(障害者施策担当)**

第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画(障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。)

【計画期間】令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会(障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会)での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

- | | | |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 5. 行政等における配慮の充実 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 6. 保健・医療の推進 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 8. 教育の振興 | |

IV おわりに(～今後に向けて～)

- ・ 本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・ 令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・ 世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

V 各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあることにも対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第5次障害者基本計画 主な成果目標

< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	55.9%(一般市町村) (2021年4月)	80%以上(同左) (2027年度)

< 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値(直近値)	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率(注1)	94.5%(段差解消) (2020年度)	原則100%(同左) (2025年度)
ノンステップバスの導入率(注2)	63.8% (2020年度)	約80% (2025年度)
福祉タクシーの導入台数	41,464台 (2020年度)	約90,000台 (2025年度)
音響信号機及びエスコートゾーンの設置率(注3)	50.8% (2021年度)	原則100% (2025年度)

(注1)鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定
(注2)公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外
(注3)視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

< 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指標	現状値(直近値)	目標値
ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 (2022年度)	全都道府県 (2024年度)
電話リレーサービスの普及状況(利用登録者数)	1万1,275人 (2022年末)	前年度比増 (2027年度)

< 保健・医療の推進 >

指標	現状値(直近値)	目標値
精神病床での1年以上の長期入院患者数	約17.1万人 (2020年度)	13.8万人 (2026年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	93% (2021年度)	100% (2027年度)

< 教育の振興 >

指標	現状値(直近値)	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	90.9%(指導計画) 84.8%(教育支援計画) (2018年度)	おおむね100% (2027年度)
公立小中学校等施設におけるスロープ等による段差解消の割合	78.5%(門から建物まで) 57.3%(昇降口・玄関等から教室等まで) (2020年度)	全ての学校に整備 (2025年度)

< 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者の雇用率達成企業の割合	47% (2021年6月)	56% (2027年度)
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	199億円 (2020年度)	前年度比増 (2027年度)

< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	31%(成人) 41.8%(若年層※7~19歳) (2021年度)	40%程度(成人) 50%程度(若年層) (2026年度)

次期障害者基本計画に向けた今後の動き

○第5次障害者基本計画は令和9年度に終期を迎える。

次期障害者基本計画は令和10年度～。

○次期障害者基本計画には、以下の趣旨を盛り込むこととしている。

・「障害者に対する差別や偏見のない共生社会に向けた行動計画」の策定

・手話施策推進法

○このほか、第5次障害者基本計画策定後に、改正障害者差別解消法の施行などの制度改正も行われている。

○令和8年度後半から基本計画の検討を進め、令和10年度以降の次期障害者基本計画に反映予定。

→都道府県、市町村での計画への反映をお願いします。

I. 目的 障害者基本法の基本的な理念に則り、障害を理由とする差別を解消するための措置を定めるもの

II. 差別を解消するための措置

国・地方公共団体等、事業者に以下を義務付け ※令和6年4月～改正障害者差別解消法により、民間事業者に合理的配慮を義務付け。

- 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

具体的対応

- (1) 内閣府が定める「基本方針」に即して、
- (2) 関係省庁が職員が適切に対応するために必要な「対応要領」
- (3) 事業者が適切に対応するために必要な「対応指針」を定め、行政機関等や事業者がそれぞれで研修・啓発を実施

(1) 基本方針（各府省庁共通）

● 対応要領の記載事項や対応指針の記載事項

- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方や具体例
- 相談体制の整備
- 職員や事業者への研修・啓発
- 障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備
- 国の行政機関（主務大臣）における所掌する分野ごとの相談窓口



(2) 対応要領（各府省庁ごと、職員向け）

- 各行政機関の長は、上記基本方針に基づき、それぞれの機関における対応要領を作成しており、その中には、職員への研修・啓発に関する内容が盛り込まれている。

(3) 対応指針（各分野ごと、事業者向け）

- 各主務大臣は、上記基本方針に基づき、それぞれの事業者における対応指針を作成しており、その中には、事業者の職員への研修・啓発に関する内容が盛り込まれている。
(例) 国土交通省：不動産業、一般乗用旅客自動車運送業 など
厚生労働省：衛生分野、福祉分野 など

III. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害者差別解消法に基づく基本方針（令和5年3月14日閣議決定）

差別解消措置に関する共通的な事項

不当な差別的取扱い ⇒ 該当する／しない例を新たに記載

- 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否・制限する等による、障害者の権利利益の侵害を禁止
- 社会的障壁の解消手段（車椅子、介助者等）の利用を理由とした不当な差別的取扱いについて明確化**

合理的配慮 ⇒ 具体的な例・違反に該当する／しない例を新たに記載

- 個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示時に行われる必要かつ合理的な取組で、実施に伴う負担が過重でないもの
- 建設的対話・相互理解の重要性**（社会的障壁を除去するため障害者と行政機関・事業者等との建設的対話を通じお互いの状況の理解に努めることが重要）
- ※合理的配慮の提供にあたっては性別や年齢等の配慮が必要であることを明記。

国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

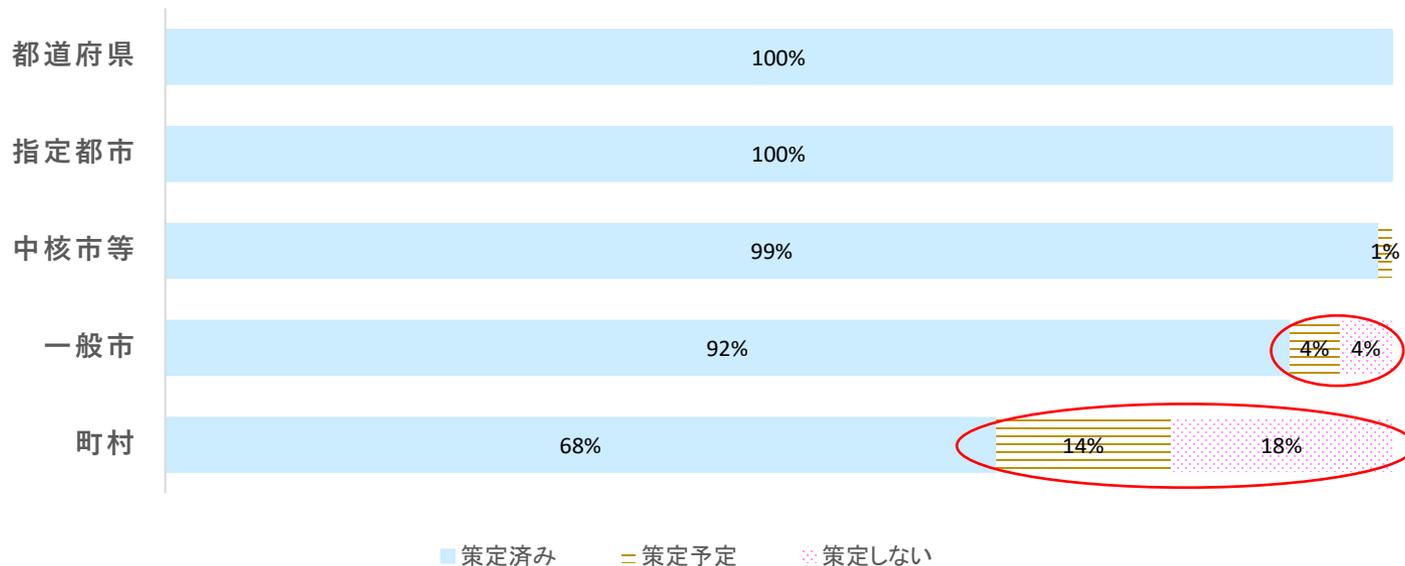
相談等の体制整備

- 国・地方が一体となって対応
- 内閣府で、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に「つなぐ役割」を担う国の相談窓口を検討

障害者差別解消法に基づく職員向け対応要領

- 対応要領は国の行政機関等は義務であるが、地方公共団体は努力義務。
- 都道府県、指定都市ではすべて策定済みだが、一般市の約1割、町村の約3割が未策定。

対応要領の策定状況



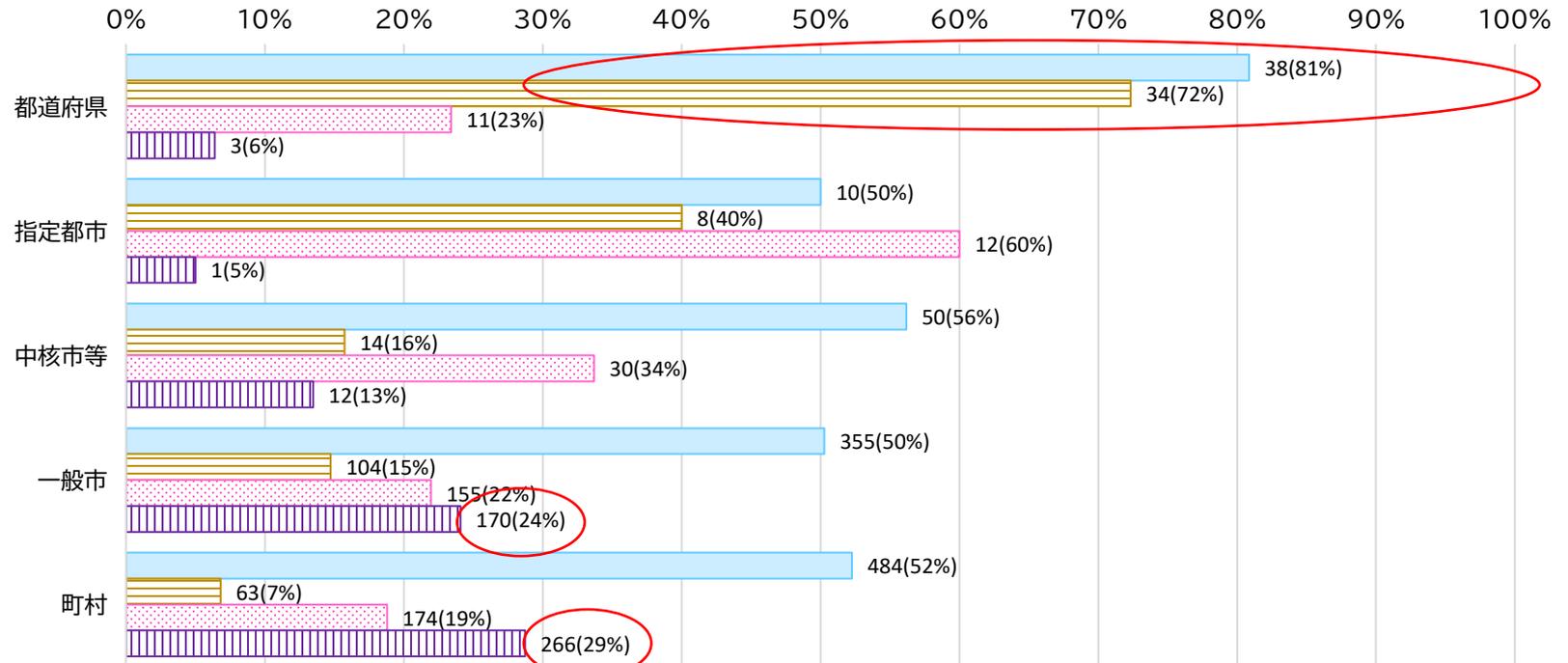
○策定しない／未定の理由

- ・ 策定に要する人員や時間が不足しているため
- ・ 専門知識が不足しており、策定に至るノウハウがないため
- ・ 策定するほどの案件が無く必要性がないため

対応要領を策定していない市町村に対して、支援・働きかけをお願いします。

相談窓口の設置状況

- 相談をワンストップで受ける体制は、都道府県や大都市では整備が整っている反面、中小規模の市町村では整備が十分ではない。



- 障害者差別に関する相談を一元的に受け付ける窓口(ワンストップ相談窓口)を設置又は定めている
- 障害者差別に関する相談員(専ら相談業務に対応する職員等)を配置している
- 全ての部署が統一的な相談対応を図るため、疑義等が生じた場合に統一的な解釈や判断を行う部局(又は担当者)を予め定めている
- その他

※2024年4月1日時点。

相談窓口を設置していない市町村に対して、支援・働きかけをお願いします。

国や地方公共団体の相談窓口等担当者への支援

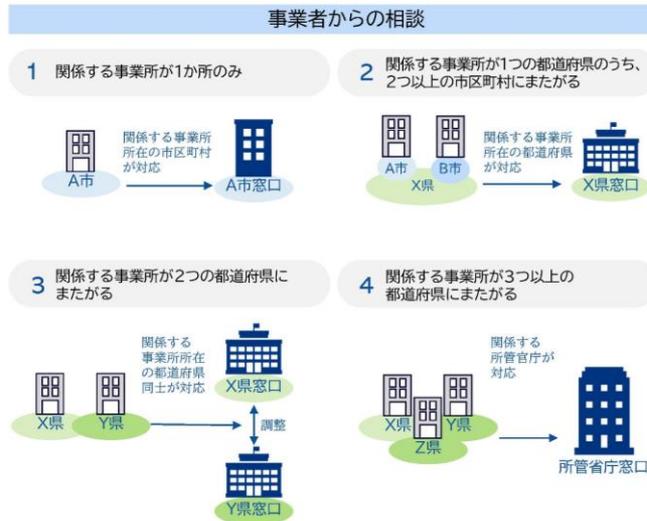
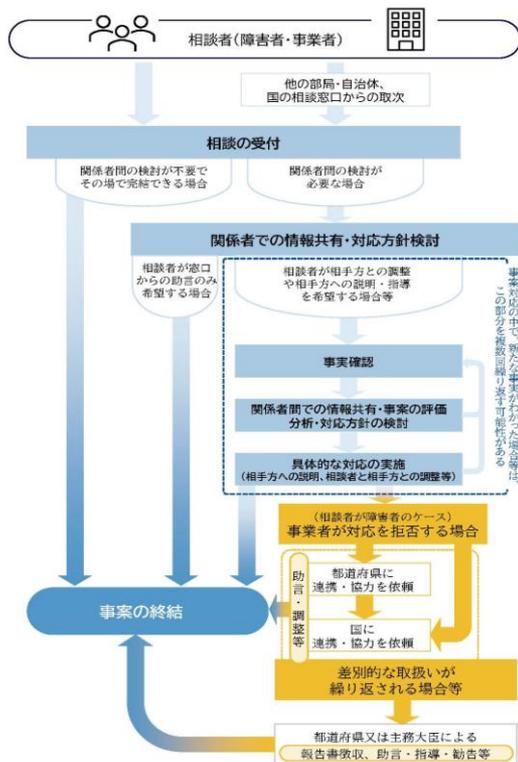
● 「相談対応マニュアル」を作成。

初めて障害者福祉に係る相談窓口に関わる職員へ対応できるよう、概要版、「相談対応マニュアル」動画版を作成し、地方公共団体職員に公開。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/soudan-manual.html>



相談者対応フロー



(参照：マニュアル<実践編>3「関係部局・関係機関との連携・協力体制の構築」)

「相談対応マニュアル」より
相談者対応フロー(左)、複数自治体での対応(中央)、動画版(右)

障害者差別解消法における差別判断(基本用語の定義)

- 不当な差別的取扱い**
正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否することや障害のない人には付けられない条件を付けること
- 合理的配慮の提供**
社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とするとの意思が伝えられたときに過度な負担のない範囲で対応すること
- 環境の整備**
個別の場面において個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう不特定多数の障害者を主な対象として行う事前の改善措置のこと

障害者からの申出への対応が難しい場合でも、双方の建設的対話による相互理解を通じて、

他自治体に関与する相談を受けた場合(障害者からの相談)

②居住市区町村外にある事業所からの差別的取扱い等に関する相談

A 相談者の居住地上、関係する事業所の所在地が同一都道府県
B 相談者の居住地上、関係する事業所の所在地が異なる都道府県

この場合は、相談者居住地の市区町村が一次的な対応を行いつつ、都道府県に対する協力要請や事業所所在の市区町村との調整を行います。

新任職員の方々にケーススタディ集やマニュアルを御活用いただくよう周知をお願いします。

国や地方公共団体の相談窓口等担当者への支援

- 地方公共団体職員向け研修会を全国数か所で毎年開催。
職員のスキルアップ、地域協議会設置に向けた検討に資する情報を提供。
また、地方公共団体の職員間での意見交換の場を設ける。

【研修内容】

内閣府職員による説明、講師による説明、質疑応答、グループワーク 等

【令和7年度開催実績】

- ・ 北海道・東北ブロック：8月29日 @仙台
- ・ 関東甲信越ブロック：7月28日 @合同庁舎8号館
- ・ 東海北陸ブロック：8月8日 @名古屋
- ・ 関西ブロック：8月1日 @大阪
- ・ 中国四国ブロック：8月4日 @岡山
- ・ 九州沖縄ブロック：7月24日 @福岡



今年度の地方公共団体職員向け研修会の様子

- 「相談対応ケーススタディ集」の作成

相談窓口等担当者だけでなく、障害者や事業者が法の考え方の理解を深めるための参考資料としても活用可能。

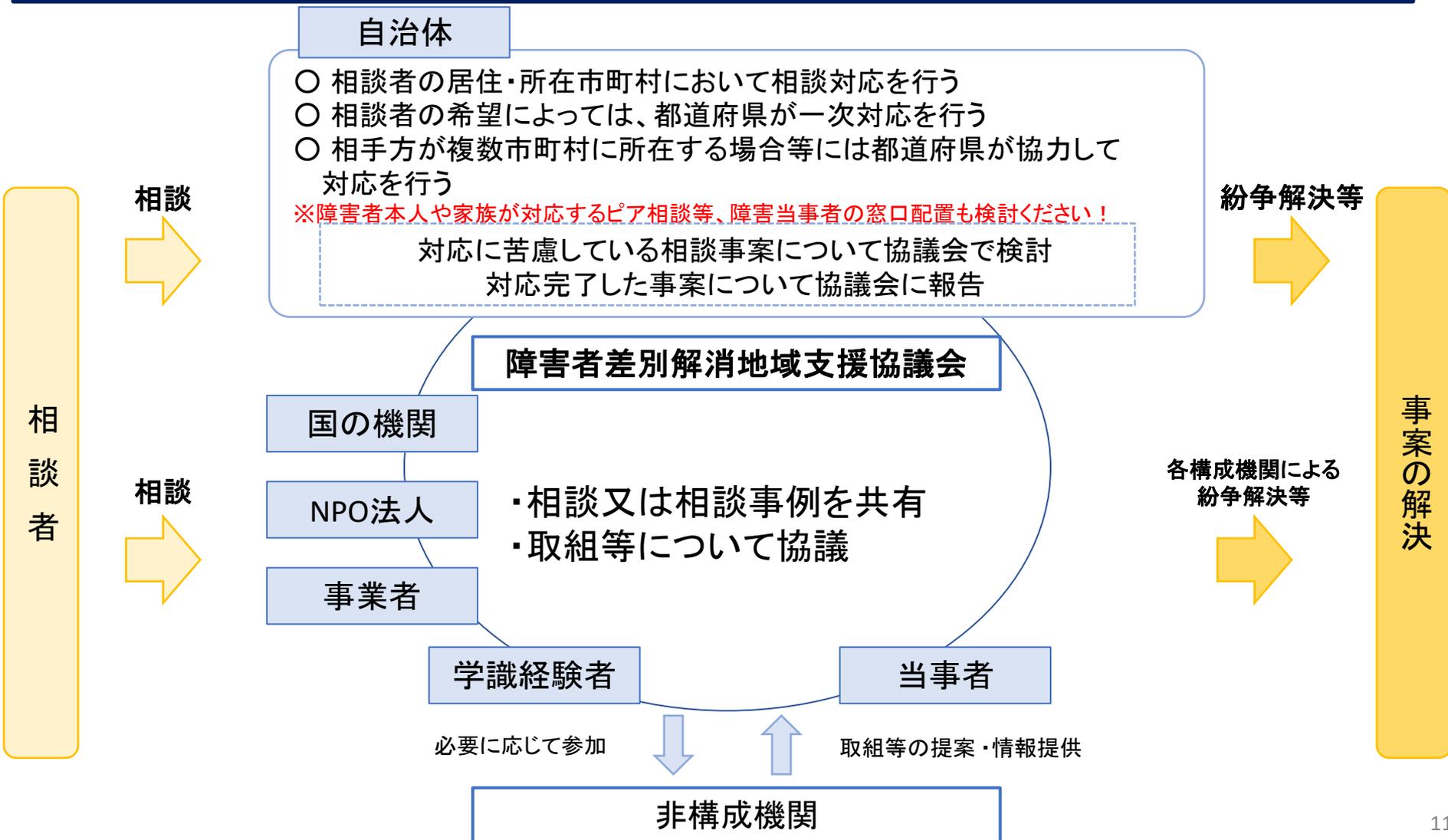
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r04jirei/pdf/case_study.pdf



地方公共団体職員向け研修会は本年夏以降に開催予定です。ぜひ御参加ください。

障害者差別解消地域支援協議会

- 障害者差別解消法では、地域における様々な関係機関が、地域の実情に応じ、相談事例を踏まえ、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、**障害者差別解消支援地域協議会**を組織することができるとしている。



地域協議会の設置により期待できるメリット

1

相談への迅速な対応

相談の「たらい回し」を防ぎ、関係機関等で共有・蓄積した相談に係る事例等を踏まえて迅速に権限ある機関につなぐなどの対応が可能となる。

2

紛争解決に向けた
対応力の向上

相談を受け止め、相談に係る事案について関係者間で意見交換することにより、障害者差別解消に向けた認識や望ましい対応の在り方などに関する情報の共有を図ることができる。

3

職員の事務負担の軽減

長期的な視点で見れば、相談に係る事例の共有・蓄積が進むことにより、新たな相談にスムーズに対応できるようになる。

4

権利擁護に関する
意識のPR

権利擁護に関する意識が高く、障害者差別の解消に向けて積極的に取り組んでいることをPRできる。

5

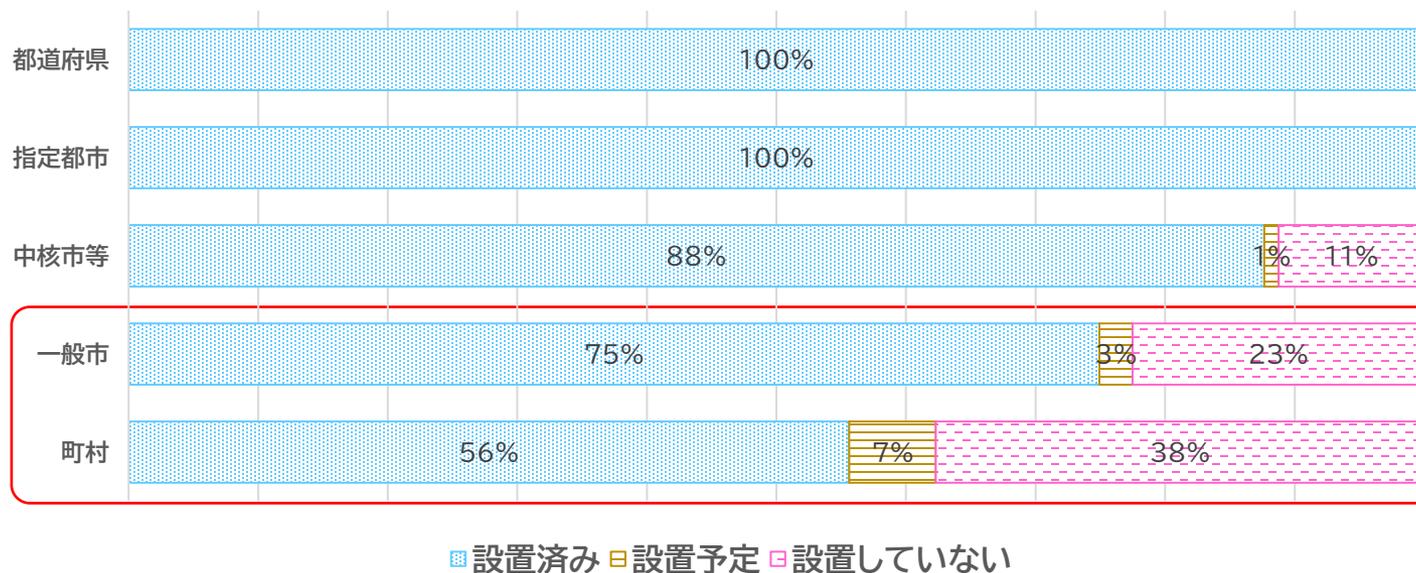
互いに本音で話し
合える関係の構築

地域協議会の場で各メンバーが一同に会し、対話を行うことで、お互いに本音を話し合える関係を築くことができ、いざという時も相互に協力できる雰囲気醸成することができる。

地域協議会の設置状況

- 都道府県、指定都市ではすべて設置。一般市、町村では未設置が多い。

地域協議会の設置状況



○設置しない・設置が未定の理由

- ・ 人員やスキルが不足しているため
- ・ 事例が少なく、設置する必要がないため
- ・ 自治体の規模を鑑み、設置が困難なため



○複数の自治体による圏域での設置

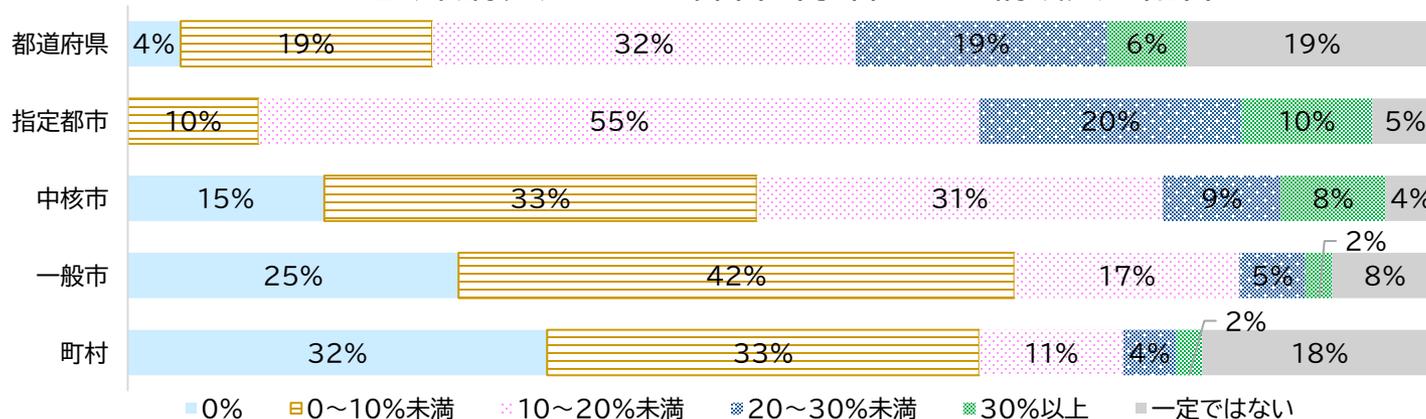
- ・ 事務局機能を複数自治体で分担し業務負担を軽減
- ・ 提供事例数が増加

複数自治体による圏域での設置も含め、市町村への支援・働きかけをお願いします。
内閣府でも地域協議会設置・活用に向けた研修会を実施予定。

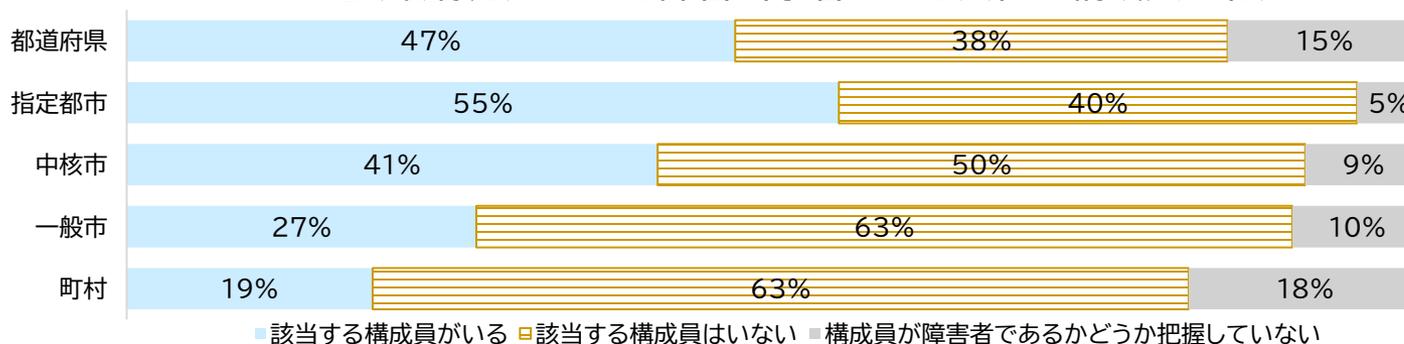
地域協議会への障害当事者の参画状況

- 構成員の障害当事者の割合は2割未満が半数程度。特に、女性の障害当事者の構成員は特に少ない。また、多様な障害種別の当事者の参加が望まれている。

地域協議会における障害当事者である構成員の割合



地域協議会における障害当事者である女性の構成員の有無

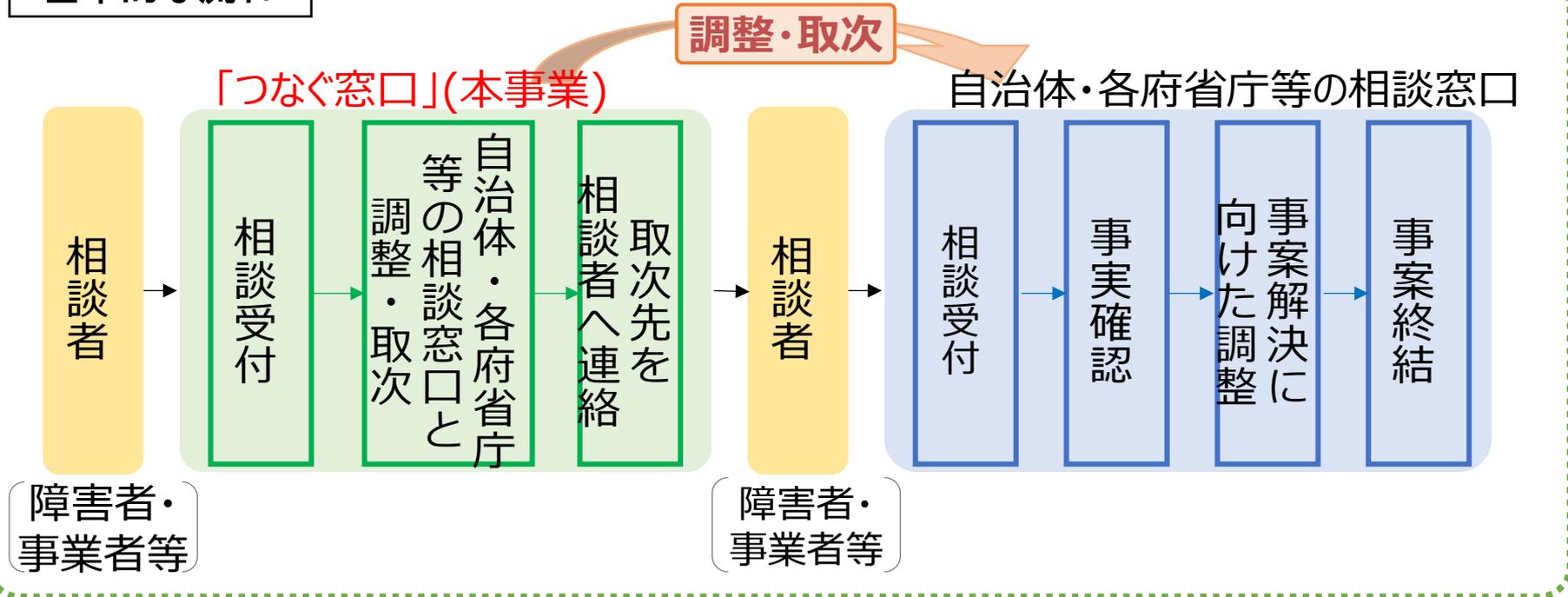


地域協議会の構成員への障害当事者の参画が進むようご検討をお願いします。
構成員の検討の際には、性別や障害種別にも配慮いただくよう、お願いします。

つなぐ窓口

- ・ 障害者差別解消法に関する質問にお答えすること
 - ・ 障害を理由とする差別等に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口に円滑に繋げるための調整・取次を行うこと
- を目的に2023年10月から試行的に設置し、2025年4月から本格実施。

基本的な流れ



「つなぐ窓口」に寄せられた相談への御協力をよろしくお願いいたします。

2025年9月1日から、専用WEBサイトを開設！ ～相談方法を拡充しました～

新たな相談方法

○Webフォームによる御相談

メールでの相談と同様に365日24時間受付。

○手話での御相談（毎日10時から17時（祝日・年末年始を除く））

電話リレーサービスの通訳オペレーターにおつなぎする「手話リンク」のバナーを専用WEBサイトを設置。

専用サイトのイメージ

The screenshot shows a website interface with three main contact options:

- 電話で相談する** (Consult by phone): 0120-262-701
- フォームで相談する** (Consult by form): 相談フォーム >
- メールで相談する** (Consult by email): info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

Below these is a section for the sign language service:

- Text: 下のボタンを押すと、通訳オペレータを通じて手話で「つなぐ窓口」へ電話ができます。(外部リンク)
- Icon: A heart with a hand and a speech bubble.
- Text: **電話リレーサービス**
- Large button: **手話で電話する**
- Text: 利用方法: [手話リンクについて](#)をご覧ください。
電話リレーサービスについて: [電話リレーサービスとは](#)をご覧ください。

障害者手帳の給付の際に御活用ください。

相談フォームが開く

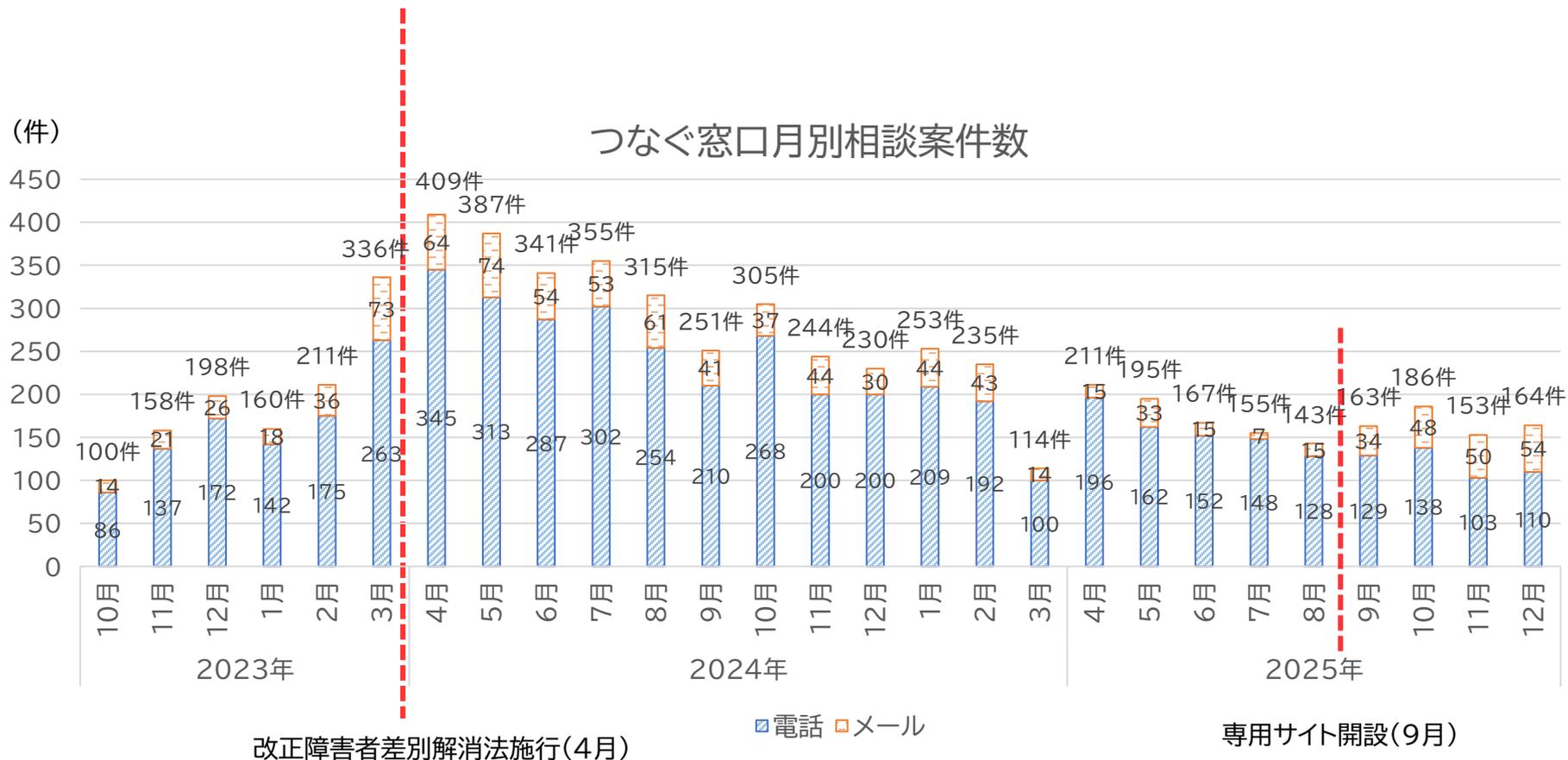
相談メールが送信できます

手話通訳のオペレータにつながる

<https://sabekai-tsunagu.go.jp/>

つなぐ窓口の月別利用実績について（2023年10月～2025年12月）

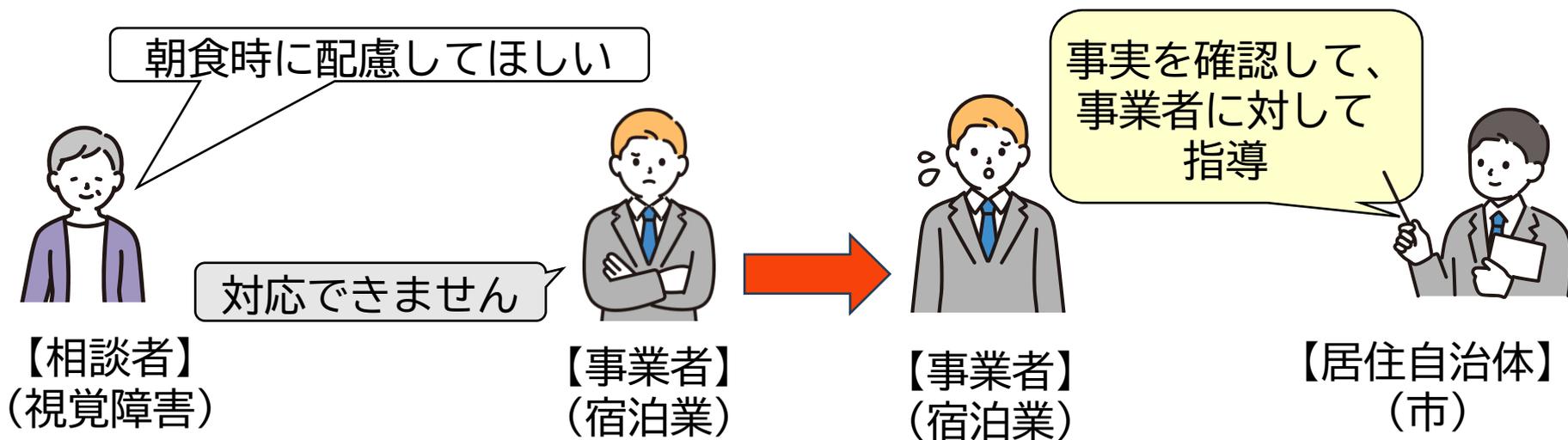
○2023年10月～2025年12月に寄せられた相談は6,139件。障害者差別解消法施行の前後で増加しているが、その後緩やかに減少。
 ○9月の専用サイト開設からはフォームによる相談が増加。



障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」相談事例

事例 ホテル予約時における朝食ビュッフェでの配慮（視覚障害者×ホテル）

【相談者】宿泊予約の際、視覚障害があるので、朝食ビュッフェ時にメニューを読み上げてほしい、席に食事・飲料を運んでもらいたい等の希望を伝えたが、断られた ⇒居住地自治体(市)からホテルに対し、事実を確認して指導



【事業者】これまで、メニュー読上げや食事・飲料を運ぶことは対応していなかったが、予約時に「視覚障害があり配慮が必要」と事前に申し出てもらえれば、改めて配慮内容を確認の上、対応することとした。専属スタッフの配置は難しいが、朝食時間帯はフロント受付スタッフが対応する等の具体的な改善を行った。今後も「客が希望する必要な配慮を行う」との協力が得られた。

手話に関する施策の推進に関する法律(令和7年法律78号)

手話は言語であり、手話を使う方にとって、生活を営む上で**重要な意思疎通の手段**として規定

基本理念

- ① 手話を必要とする者・使用する者の意思を尊重し、合理的な配慮が行われるよう、環境を整備
- ② 手話が長年受け継がれ、豊かな文化が創造されたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展
- ③ 共生社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深める

基本的施策

国・地方公共団体は基本理念に即して施策を講ずる

手話の習得・使用に関する環境の整備

- ▶ **手話を習得するための支援** → ○こどもや保護者への情報提供
○乳幼児期や学校での学習機会提供等
- ▶ **学校・大学**の環境の整備 → ○手話の技能を有する教員や手話通訳者等の配置・手話教材の提供等
- ▶ **職場**における環境の整備 → ○事業主への情報提供等
- ▶ **地域**における環境の整備 → ○地域生活を円滑に営める環境の整備(手話通訳の派遣など)
○災害時の情報提供
- ▶ **人材**の確保 → ○手話通訳士等の確保・養成等

手話文化の保存・継承・発展

文化芸術・スポーツ・レク等を通じた取組

その他

- ▶ 調査研究の推進
- ▶ 国際交流の推進
- ▶ 手話を使用する者の意見を国の施策に反映

⇒ **障害者基本計画**や都道府県・市町村の**障害者計画**に反映

国民の理解と関心の増進

- 広報・啓発の充実
- 学校教育で利用できるノウハウの情報提供
- 9月23日を手話の日**とする。
⇒国・地方公共団体はふさわしい行事を開催

施行期日:公布日(令和7年6月25日)

手話施策に関するお願い

- 第6次障害者基本計画(令和10年度～)への手話施策推進法の趣旨の反映

→都道府県、市町村での取組にも反映を期待

ろう者など、手話を使う当事者の参加の下での検討を期待

※障害者権利条約の理念に即し、他の審議会等でも、ろう者など障害当事者の参画が必要

- 手話による情報保障

→遠隔手話通訳サービスの活用



手話リンク:

- 地方公共団体等の公式サイトに専用の問い合わせボタンを設置することで、電話リレーサービスの手話通訳オペレータを介して、聴覚障害者等からの問い合わせを音声電話で受けることができる。
- 全国の地方公共団体や交番等において導入が進んでいる。

障害者週間 について

- 障害者基本法により12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と規定(※)。
- 相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めることを目的に、国・地方自治体・関係団体等が様々な行事等を実施。

※12月3日は国連が定める「国際障害者デー」(1992年決定)。12月9日は国連で「障害者の権利宣言」が採択された日(1975年)。

①作品展・ワークショップ

【作品展】12月3日(水)～9日(火) 10時～20時

【ワークショップ】12月6日(土)・7日(日) 10～17時

会場:東京ビルTOKIA西側ギャラリー

主なワークショップ



AIスーツケース
デモンストレーション



ユニバーサルキャンプ
(トークショー)



補助犬・介助犬
デモンストレーション

②オンラインセミナー

12月3日(水)～26日(金):内閣府HPにて配信

「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」(令和6年12月27日推進本部決定)(※)

- 障害者週間において、体験作文やポスターの作品展を行うとともに、令和7年度以降、企画段階から障害当事者の意見を聴きながら、「障害の社会モデル」などの理解に資する内容の体験型ワークショップの実施及び障害当事者団体等によるオンラインによるセミナーを実施する。

*令和6年7月の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判所判決を受け、障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組を強化するため、総理を本部長、全閣僚を構成員とする本部の下で検討を行い決定したものの。



内閣府
Cabinet Office

内閣府ホームページ
<https://www.cao.go.jp/shuppan/press-04.html>



「障害者週間」広報ポスター

(最優秀賞受賞作品を採用・今年は小学生区分)

障害者週間「作文」「ポスター」について

「障害者週間」関係表彰の実施

各都道府県・指定都市から推薦いただいた、

- ①障害のある人となない人との心のふれあいをつづった「作文」
 - ②障害者に対する国民の理解の促進等に資する「ポスター」
- について、入賞作品（最優秀賞、優秀賞、佳作）の表彰を行う。

各部門での「最優秀賞」受賞者に対しては、障害者週間中に表彰式を開催し内閣総理大臣表彰を授与。

- ◆心の輪を広げる体験作文 最優秀賞受賞者表彰：4名 [小学生区分／中学生区分／高校生区分／一般区分]
- ◆障害者週間のポスター 最優秀賞受賞者表彰：2名 [小学校区分／中学校区分]

【参考】

- ▶ 令和7年度の応募総数は「作文」1,311編、「ポスター」764点 ※次ページ参照
- ▶ 最優秀賞のポスター作品のうち1点を基に約28,000枚のポスターを作成し、地方自治体及び駅等に配布



12月3日～9日は「障害者週間」

令和7年度「障害者週間のポスター」小学生区分 最優秀賞（内閣総理大臣表彰）
長崎県 大村市立放虎原小学校5年 木村 啓吾さんの作品（おんがてスポーツ）

障害のある人となない人がお互いに尊重し
支え合う「共生社会」の実現を目指して



障害者週間「作文」「ポスター」について

皆様へのお願い！

障害者週間の実施にあたり、
「心の輪を広げる体験作文」及び
「障害者週間のポスター」を募集します。

都道府県及び指定都市に向けた
募集のご案内を6月に配布(送信)予定です。
各自治体におかれては、教育委員会とも連携し、
学校関係者を中心に幅広くご応募を求めていると
ようお願いいたします。